文
系
と
理
系

市 Ш 浩

平成二十七 年六月二十二日 薄曇

る筈もなく、 無論 れば數學苦手なり、 世上人を文系と理系とに分くるあり。 學科の廢止 六月八日文部 「文系」 マは 學科數學的才能を破壞する筈なく、 論理矛楯明らかなるも、 分野の轉換を求むる通知を發出す。 科學省國立大學の學部見直しとて教員養成系、 いや理系なれば文學藝術に疎しなど謙遜の理由附けに その基準概ね卒業學科によるも、 社交的には通用するもの、 「理系」 藤原正彦先生など反論を發表せらる。 學科文學藝術の素養を否定す 人文社會學系など 如し。 寧ろ我は文系な 用 ゐる多し。 「文系」

と記す)を基に、 氏による關西電力大飯原發運轉差止の福井地裁判決文(昨年五月二十一日、 系出身なるに對し前田氏は理系の出身なり。 鹿兒島地裁 差止假處分を命ずる判決、 つは同月十四日、 本年四月原發再稼働差止を求むる假處分申請に對し、 (前田郁勝裁判長)の假處分を認めずとする判決なり。 「理系は元來原發推進派なり」との先入觀を棄て、 關西電力

高濱原子力

發電所に

對する

福井地裁

(樋口

英明 他の一つは同月二十二日九州電力川内原子力發電所に對する 判決文未公開なるも、 二裁判所より相 報道並びに同じ樋口 裁判長の樋口氏は文 愚案以下の 反する判 以下前判決 裁判長) 如 決あ \mathcal{O} り。

喪失時の二次的損害等に求め、 なりと明言す。而して規制基準の「想定外」の可能性を地震に於ける加速度變化、 なりとす。 として先づ 前判決は 從ひ原子爐規制法による專門技術的の裁量を伴る判斷とは關係なき司法審査 「事案の概要」並びに「爭點と當事者の主張」を紹介後、 「人格權」を指針とし、 重大の危險ありとして原子爐の運轉差止を命ず。 「具體的危險性が萬が一でもあるのかが判斷の對象」 「當裁判所の判斷」 電源

考察す。

卽ち大飯に

於ける基準地震動による

地盤振動の

最大加速度を

70

小生その任に堪へざればこれを措き、「想定外」

この内

「人格權」云々は

一一一

度

の法理論」的知見を要し、

以上は今囘の高濱假處分判決にも通底すと見るべく、

その

1

•

8 0倍

の

原子爐規制法による「想定內」の決定過程を詳細吟味せる上に この論「想定内」を如何に高く設定すとも、 眞當なる

議論不能となりつべ この點に關する限り後者支持せらるべ L' 一方前田判決は、 常にそれより高き値を L. Ţ これ を妥當と 報道によ

るに、

し再稼働差止の申請を棄却す。

尤もに見ゆるも、

想定外」になし得れば、

(例へば岩手宮城内陸地震では4022ガル)による冷却機能喪失の危險性を論ず。

1260ガルを「想定内」とせるに對し、

前判決はこれを越ゆる地震

一見

0ガルと

Ĺ

問題に就き

寧ろ責 任 同避の 方便となり果つるを歎く

於て二十世紀 附 記 「想定外」 \mathcal{O} 人文 「科學」 の語、 を支配 從前は想定の甘さを悔ゆる反省の意味ありけ 記し來れ る唯物辨證法 $\overline{}$ の問掛けなるべ るに、 最近は

を造成する論法は辨證法の逆用とい

ひ得。

文科省の

人文系學部の再編要請

記 は 或

る

意

味に

前判決に見る

「想定外」を措定し

7

「矛楯」

これを文系理系の差とするは不當なるも、